

要緊急安全確認大規模建築物に係る耐震診断結果総括表(北海道が所管する区域内の建築物)

(札幌市、函館市、小樽市、旭川市、室蘭市、釧路市、帯広市、北見市、苫小牧市、江別市の区域を除く。)

震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示す。
 いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生じるおそれは少なく、倒壊するおそれはない。

用 途	公表 建築物数	構造耐力上主要な部分の地震 (震度6強から7程度)に対する安全性(注)			耐震改修 工事中
		I	II	III	
		倒壊・崩壊 の危険性 が高い	倒壊・崩壊 の危険性 がある	倒壊・崩壊 の危険性 が低い	
ア 不特定多数の者が利用する大規模建築物	57	26	6	24	1
① 体育館(一般公共の用に供されるもの)	2	1		1	
② 病院、診療所	8	4	2	2	
③ 集会場、公会堂	6	1	1	4	
④ 展示場	1			1	
⑤ 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	1			1	
⑥ ホテル、旅館	23	11	1	10	1
⑦ 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	16	9	2	5	
イ 避難確保上特に配慮を要する者が利用する大規模建築物	229	2	3	224	
⑧ 幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園	1			1	
⑨ 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	226	2	3	221	
⑩ 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	2			2	
合 計	286	28	9	248	1

(注) 1の建築物に構造上独立した部分が複数ある場合などは、安全性の評価が最も低い部分により分類している。建築物毎の詳細は別に示す。